

長崎市監査公表第 8 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 5 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財政援助団体等監査（令和 2 年 2 月 13 日付 長崎市監査公表第 1 号）

2 監査の期間

令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 2 月 5 日まで

3 措置を講じた部局

区分	指定管理者名	公の施設	部局名	所属名
指摘	NPO 法人 環境保全教育研究所	長崎市市民活動 センター	市民生活部	市民協働推進室
指摘	特定非営利活動法人 長崎如己の会	長崎市永井隆 記念館	原爆被爆対策部	平和推進課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
NPO法人 環境保全教育研究所 (市民協働推進室)	(1) 委託料の積算について 指定管理の公募に伴う委託料のうち修繕費の積算において、税抜金額を記入すべき箇所に誤って税込額を記入したため、適正な金額よりも185,200円高い金額で積算し、公募を実施していた。適正な積算を行われたい。	令和5年度の指定管理更新時の積算にあたり、市の積算様式を用いるとともに、検算等確実に行うなど、適正な積算を行う。
NPO法人 環境保全教育研究所 (市民協働推進室)	(2) 市の執務室等の光熱水費について 長崎市市民活動センター（以下「センター」という。）の光熱水費は研究所が支出しているが、本来、研究所に負担金として支払うべきセンター内の市の執務室（市民協働推進室）が使用した光熱水費について、市は研究所に支払う指定管理料に含めており区別していない。市の使用部分については、指定管理料とは区別して負担されたい。	光熱水費の負担の方法について、指定管理者と協議し、今回の指摘を踏まえ、令和2年度から、引き続き指定管理者が全館分の電気・水道使用料を電気・水道事業者支払い、市は、市が使用する館の面積按分により算出した額を指定管理者への負担金により負担する方法に改めた。また、併せて、これまで指定管理料に含めていた光熱水費を減額する協定変更を行った。
NPO法人 環境保全教育研究所 (市民協働推進室)	(3) 第三者への業務委託に係る承認について 研究所は、5件の業務を第三者に委託しているが、樹木剪定等業務について、協定書第21条に規定する市の承認を得ていない。研究所は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得られたい。 また、市民協働推進室においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。	令和元年度の分について、第三者への委託状況を確認し、指定管理者に指導を行うとともに、令和2年度の分については、必要な承認手続きを行った。
特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)	(1) 利用料金の減免について 長崎市永井隆記念館条例施行規則第11条（以下「規則」という。）に規定されていない減免が行われている。 減免の状況や必要性を精査し、規則の改正を含め必要な措置を講じられたい。	規則11条に記載されていない減免について減免の現状を確認し、その他市長が認めるものについて伺い定めの手続きを行った。

所属名	指摘	措置
特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)	(2) 備品の管理について 基本協定書第 43 条の管理物品について、備品台帳が如己の会へ提供されていない。 備品台帳を提供し、適正な備品管理を行われたい。	指摘を受け、速やかに指定管理者へ備品台帳の提供を行った。 今後はモニタリングの際に最新の備品台帳であるか確認を行うこととする。
特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)	(3) 指定管理者が行う修繕の実施について 基本協定書の別紙 3 仕様書及び年度協定書第 5 条第 2 項は、指定管理者が行う施設の修繕は委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で行うと規定しているが、平成 30 年度の修繕費は、委託料に含めて支払われた修繕料の範囲を超えており、11,232 円を指定管理者が負担している。 如己の会と平和推進課は事前に協議のうえ、施設の管理を行われたい。	今後は修繕料の執行状況について定期的に報告をもらうよう指導し、平和推進課においても執行額の管理を行うこととした。 なお、限度額を超えての発注になる場合は市が必要性を判断し執行することとする。
特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)	(4) 第三者への業務委託に係る承認について 如己の会は、機械警備業務、消防用設備等点検業務、清掃業務及び樹木剪定業務を第三者に委託しているが、基本協定書第 23 条に規定する市の承認を得ていない。なお、この承認行為は、指定管理が開始された平成 28 年度から現在（令和元年度）まで行われていなかった。 また、機械警備業務委託については、市外に本社を有する市の競争入札参加有資格者でない業者に委託しているが、有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出していない。 如己の会は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得るとともに、有資格者以外に委託する場合は、理由書を提出されたい。 また、平和推進課においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。	第三者に委託する場合の承認については承認処理をする必要があるとの認識がなかったため平成 28 年度からの当該処理について追認処理を行った。 本件に限らず協定に定めている必要な手続きについて市と指定管理者と共通認識を持てるよう再確認を行った。 理由書については市内に本社を有する有資格業者以外に発注する場合は、理由書が必要であるということを市と指定管理者との双方で確認を行った。

所属名	指摘	措置
特定非営利活動法人 長崎如己の会 (平和推進課)	<p>(6) 不適正な公文書の作成について</p> <p>今回の監査において、事実と異なる公文書が遡って作成され、監査事務局に提出されるという事態が発生した。</p> <p>これは、平和推進課が監査事務局から資料の提出を求められた際、第三者への業務委託の承認手続きが必要であることを初めて認識し、指定管理者に対し1年以上日付を遡った承認申請書の作成を依頼し提出させたうえ、あたかも平成30年度当時に起案し、承認行為を行ったかのように作成されたものであった。</p> <p>監査事務局が、令和元年10月9日に基本協定書第23条に基づく再委託の承認関係書類の提出を求めたところ、同年10月16日に「第三者への委託の承認について(伺)」が提出されたが、市長公印の使用承認を受けた形跡がなく、指定管理者あてに通知する市長名の承認書(案)も添付されていないなど、本来、行うべき事務処理が不十分であったため、平和推進課に確認を行った。</p> <p>その結果、この文書は、当時から現在まで引き続き平和推進課に在籍する管理職員や主任により、所属長欄への決裁や係長欄への代決を行い、監査の開始期間である令和元年9月4日以降に作成したものと判明した。</p> <p>長崎市においては、職員の知識不足や認識不足等、基本的な部分での事務処理誤りを防ぐとともに、基礎的な事務処理能力の向上を図るため、対象年次や職位に応じて法規・会計等について、より実務に近い研修を実施している。</p> <p>しかしながら、今回の事態は、このような研修だけで防止できるものではなく、市長から決裁の権限を付与され、意思決定を行っている公文書そのものに対する職員の認識の欠如によるものであることから、職員のコンプライア</p>	<p>事実が発覚してすぐに課員を集め情報共有を行い、その経過や原因を分析し再発防止への取り組みを協議した。</p> <p>また、所管している他の指定管理施設においても必要な承認処理が漏れていないかなどの現状の確認を行った。</p> <p>改めて不適正な事務処理について公文書作成をはじめ、行政事務の適正な遂行にあたり、行政事務のあり方として市民の信頼を損なうことがないように部長から各所属長へ指導を行い、さらに館内において全課員を集め館長及び所属長から指導と確認を行った。</p>

所属名	指摘	措置
	ンス意識の改革を行うなど市民の信頼を損なう事態を発生させないよう取り組まれたい。	